



# 大津市公報

平成 26 年 11 月 28 日  
号外 ( 第 69 号 )

発行所 大津市役所  
発行人 大津市  
毎月1日、15日(休日の場合は翌日)発行

## 目 次

### 規 則

- 132 大津市職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則..... 1
- 133 大津市職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部を改正する規則..... 1
- 134 大津市生活環境の保全と増進に関する条例施行規則の一部を改正する規則..... 2

### 訓 令

- 16 大津市事務決裁規程の一部改正..... 2

## 規 則

大津市職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則を公布する。  
平成26年11月28日

大津市長 越 直 美

### 大津市規則第132号

大津市職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則  
大津市職員の職の設置に関する規則（昭和61年規則第13号）の一部を次のように改正する。  
第2条第1項の表税務長の項の次に次のように加える。

国体・スポーツ推進監	市民部	国民体育大会の開催の準備に係る事務を総括し、及びスポーツの推進に関する専門的な知識を必要とする事務の遂行に当たるとともに、担当職員があるときは、これを指揮監督する。
------------	-----	--

### 附 則

この規則は、平成26年11月29日から施行する。

大津市職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部を改正する規則を公布する。  
平成26年11月28日

大津市長 越 直 美

### 大津市規則第133号

大津市職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部を改正する規則  
大津市職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則（昭和61年規則第23号）の一部を次のように改正する。  
第24条第1項中「職員を」及び「をさせる場合」を削り、同項後段を次のように改める。  
この場合において、当該昇給号給数表に定める号給数が零となる職員は、昇給しない。  
第26条の見出し中「抑制」を「抑制等」に改める。  
別表第1第1項の表9級の項中「税務長」の次に「、国体・スポーツ推進監」を加える。  
別表第7の2を次のように改める。

### 別表第7の2（第24条関係）

#### 昇給号給数表

昇給区分	特に良好	良好	やや良好でない	良好でない
昇給の号給数	5 以上	4	3 又は 2	0
	1 以上	0	0	0

備考 この表に定める上段の号給数は条例第5条第3項の規定の適用を受ける職員以外の職員に、下段の号給数は同項の規定の適用を受ける職員に適用する。

**附 則**

この規則は、平成26年11月29日から施行する。ただし、第24条、第26条及び別表第7の2の改正規定は、平成27年1月1日から施行する。

-----

大津市生活環境の保全と増進に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成26年11月28日

大津市長 越 直 美

**大津市規則第134号**

大津市生活環境の保全と増進に関する条例施行規則の一部を改正する規則

大津市生活環境の保全と増進に関する条例施行規則(平成11年規則第64号)の一部を次のように改正する。

別表第1第22号中「木材、薬品処理業」を「木材薬品処理業」に改める。

別表第16カドミウム及びその化合物の項中「0.01ミリグラム」を「0.003ミリグラム」に改める。

**附 則**

この規則は、平成26年12月1日から施行する。

**訓**

**令**

**大津市訓令第16号**

大津市事務決裁規程(昭和56年訓令第9号)の一部を次のように改正する。

平成26年11月28日

大津市長 越 直 美

第5条の2中第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

- 3 国体・スポーツ推進監は、市長、副市長又は市民部長の命を受け、国民体育大会の開催の準備に係る事務を総括し、及びスポーツの推進に関する専門的な知識を必要とする事務の遂行に当たるとともに、担当職員があるときは、これを指揮監督する。この場合において、国体・スポーツ推進監は、市長又は副市長が定めるものについては部長と同等の職務権限を行使するものとする。

**附 則**

この訓令は、平成26年11月29日から施行する。